

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担当課 | 教育委員会事務局 長浜北部学校給食センター |
| 委託業務番号 | 令和5年度 長北学給セ第6号 |
| 委託業務名称 | 厨房用空調機保守点検業務 |
| 委託業務場所 | 長浜市高月町高月684番地1 長浜北部学校給食センター |
| 業務の概要 | 長浜北部学校給食センターに設置している厨房用空調機の室外機7台とエアハンドリングユニット2台の保守点検業務 |
| 契約期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| 契約年月日 | 令和5年4月1日 |
| 契約金額 | 金770,000円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 京都市南区上鳥羽石橋町248番地 [商号又は名称] 三菱重工冷熱株式会社 京都営業所 |
| 契約相手方の選定理由 | 本業務は、長浜北部学校給食センターに設置している厨房用空調機について、定期的に技術者による保守点検と機器の調整を行うものであり、学校給食を安定して提供するために、適正な点検整備と正常作動の確認を受ける必要があることから、施設の開設から関わり、機器の構造と整備の内容を熟知し、点検業務に精通している三菱重工冷熱株式会社を契約の相手方として選定した。 |
| 根拠規定 | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあっては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |